

訪問看護ステーションつなぐ 重要事項説明書

2025/5/16

当事業所の利用をご希望される皆様が、安心して訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービス（以下「訪問看護サービス等」という。）を利用いただけますよう、当事業所の概要、訪問看護サービス等の内容および契約上の留意事項などについて、下記のとおりご説明いたします。

【1】事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーションつなぐ
所在地	〒040-0024 北海道函館市高盛町17番19号
事業者指定番号	0161490370
管理者・連絡先	管理者： 岡嶋 綾子 電話番号： 0138-86-5751
サービス提供地域	函館市(旧4町村を除く)、北斗市、七飯町
ホームページ	https://www.kokokara-company.com/
メールアドレス	houkan.tsunagu@gmail.com

【2】当事業所の訪問看護サービス等の方針および内容

（1）当事業所の訪問看護サービス等の方針

当指定訪問看護ステーションでは、要支援・要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限り、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、利用者の意思及び人格を尊重した上で、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能を可能な限り維持又は向上を図ります。地域の保健・医療・福祉・介護サービスと連携を図り、利用者の立場に立ち、公正中立に誠意を持って、総合的なサービスの提供に努めていきます。

（2）訪問看護サービス等の内容

- ①健康状態（症状）の観察等（呼吸、脈拍、体温、血圧、皮膚の状態、むくみ等）
- ②日常生活の看護、清潔の保持（入浴、清拭、陰部清拭、足浴、手浴、洗髪、口腔ケア）
- ③排泄介助 ④整容・更衣 ⑤移動・移乗 ⑥精神状態の観察等
- ⑦療養環境の整備・支援（居室、換気、日常生活用具等）
- ⑧家族・介護スタッフ等支援（介助方法の助言、相談対応） 等

～医療処置等～

- ①酸素療法管理 ②吸引（気管カニューレ内、口腔、鼻腔）
- ③膀胱留置カテーテル交換・管理・膀胱洗浄 ④褥瘡予防・処置 ⑤創傷処置
- ⑥在宅中心静脈栄養実施・管理 ⑦経鼻経管栄養実施・管理 ⑧人工肛門処置・管理
- ⑨人工膀胱処置・管理 ⑩胃ろう管理 ⑪人工呼吸器使用上の管理 ⑫緩和ケア
- ⑬終末期ケア ⑭血糖値管理 ⑮服薬管理 ⑯注射・点滴実施・管理 ⑰浣腸・摘便
- ⑱その他緊急対応 等

～リハビリテーション～

- ①関節可動域の維持・拡大 ②筋力の維持・向上 ③歩行能力の維持・向上
- ④体力の維持・向上 ⑤麻痺に対するリハビリテーション
- ⑥高次脳機能障害に対するリハビリテーション ⑦口腔・構音機能の維持・向上
- ⑧疼痛緩和 ⑨日常生活動作の維持・向上 ⑩自助具の作成・提案
- ⑪褥瘡予防・原因追求による治癒促進 ⑫関節拘縮予防・原因追求による緩和
- ⑬自主訓練指導 ⑭療養環境の整備・支援 ⑮精神状態の観察等
- ⑯二次的障害の予防・緩和
- ⑰家族・介護スタッフ等支援（介助方法の助言、相談対応） 等

【3】 当事業所の職員体制

職 種	員 数 等
管理者	看護師 1 名（常勤、看護職員と兼務）
看護職員	看護師 3 名以上
リハビリ職員	常勤専従 1 名以上

【4】 営業日・営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日とする（祝日は営業） ※ただし、12/30 から 1/3 までを除く
営 業 時 間	9 時 0 0 分～1 7 時 0 0 分
土曜・日曜日 12/30～1/3	利用者のご依頼に応じて相談いたします 緊急時の対応方法は別項目参照

【5】 利用料負担金について

（1）介護保険の適用となる場合

介護保険適用となる場合は、料金表のサービス費の 1～3 割が利用者負担金となります。ただし、介護保険の適用がない場合や、介護保険での給付の範囲を超えたサービス費は全額が利用者の負担となります。

①訪問所要時間に応じて ※1 単位 10.00 円

サービス提供時間（看護師）	要支援	要介護
20 分未満	303 単位	314 単位
30 分未満	451 単位	471 単位
30 分～60 分未満	794 単位	823 単位
1 時間～1 時間 30 分未満	1090 単位	1128 単位

※准看護師による訪問は上記の 90%となります。

※夜間（18 時～22 時）早朝（6 時～8 時）は 25%割増となります。

深夜（22 時～6 時）は 50%割増となります。

サービス提供時間(理学療法士等)	要支援	要介護
20 分以上 40 分未満	568 単位（558 単位）	588 単位（572 単位）
40 分以上 60 分未満	提供なし	794 単位（770 単位）

※要介護の（）内の単位はリハビリ職員による訪問が看護師等による訪問を超えている場合、または緊急時訪問看護加算、特別管理加算、看護体制強化加算のいずれも算定していない場合に適用。

※要支援の（）内の単位は、利用開始から 12 カ月を超えてリハビリ職員が訪問した場合に適用。さらに上記要介護の（）内の単位適用条件を同時に満たす場合は、522 単位となります。

②緊急時訪問加算 600 単位／月 計画的な訪問以外に緊急訪問。申し込みのみでも加算されます。

③特別管理加算（Ⅰ） 500 単位／月（在宅悪性腫瘍患者指導管理・留置カテーテルを使用している等）

特別管理加算（Ⅱ） 250 単位／月（在宅酸素療法指導管理等・真皮を超える褥瘡の状態等）

④長時間訪問看護加算 300 単位／回（1 時間 30 分以上の訪問時間）

⑤複数名訪問加算 30 分未満 254 単位／回 30 分以上 402 単位／回

⑥初回加算 300 単位 ※ただし、退院日に訪問した場合は 350 単位。

⑦退院時共同指導加算 退院・退所につき 1 回 600 単位

⑧看護・介護連携強化加算 250 単位

⑨サービス提供体制加算 3 単位／回

⑩ターミナルケア加算 死亡月 2500 単位

（2）医療保険の適用となる場合

- ・医師から特別訪問看護指示書が発行されたとき
- ・厚生労働大臣が定める疾病等に対する訪問看護サービス等のとき
- ・65 歳未満で医師が訪問看護サービス等を指示したとき

※医療保険適用分の訪問看護基本療養費については別紙参照

（3）キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合、次のキャンセル料が発生いたします。ただし、病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

- ・前日までのキャンセル：無料
- ・当日のキャンセル：利用自己負担部分の100%

(4) その他

サービスの実施に必要な利用者宅の水道・ガス・電気・電話等の費用は利用者の負担となります。

(5) 交通費

前述の通常のサービス提供地域内は無料です。通常のサービス提供地域を越えてサービスを提供する場合は、通常の事業の実施地域を越えた所から片道分1キロメートルあたり10円を徴収させていただきます。

- (6) サービス利用料が全額利用者の負担になる場合または交通費の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）をしていただきます。

【6】 訪問看護サービス等の中止・変更等の連絡について

- (1) 利用者は、1週間以上の予告期間があれば、契約全体を解除することができます。

【7】 書類の交付

- (1) 訪問看護サービス等の提供の書類が必要な場合は、交付しますので申し出下さい。

【8】 緊急時・事故発生時の対応について

- (1) 訪問看護サービス等の提供中、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講じます。いずれの場合も必要な措置を講じたのちに管理者に報告し、その経過を詳細に記録します。
- (2) 事故については、原因を解明するとともに、再発防止にむけた対策を講じます。
- (3) 事業所の責めに帰すべき事故については、速やかに損害賠償を行います。

【9】 相談・苦情等に対する体制と手順

- (1) 当事業所は、自ら提供した訪問看護サービス等に関する利用者等の要望、苦情等に対する窓口を設置します。相談・苦情の窓口は下記のとおりです。

相談・苦情の窓口	担当職員：岡嶋 綾子 連絡先：電話番号 0138-86-5751 FAX 番号 0138-86-6136 対応時間：9時00分～17時00分
----------	---

- (2) 苦情処理の体制および手順について

- ① 苦情がよせられた場合は、ただちに訪問するなどして詳しく状況を把握し、関係する職員、サービス事業所からの聞き取りを行う等の対応をします。
- ② 苦情等については、事業所として検討し、対応します。
- ③ 寄せられた苦情の内容および対応の経過等を記録し、事業所職員の再発防止に役立てるようにします。

- (3) その他公的機関においても、苦情申し出等ができます。

函館市保健福祉部高齢福祉課 高齢者・介護総合相談窓口	所在地：函館市東雲町4番13号 電話番号：0138-21-3025 FAX 番号：0138-26-5936
-------------------------------	---

北海道国民健康保険団体連合会 (国保連)	所 在 地：札幌市中央区南 2 条西 14 丁目 国保会館 電話番号：011－231－5175 FAX 番号：011－233－2178
-------------------------	--

【10】 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	① あり	実施日	各年度末（3 月）に実施予定
		結果の開示	① あり 2 なし
	2 なし		
第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		